

国立大学法人奈良教育大学教職員研修規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成19年3月23日規則第37号

改正 平成20年5月16日規則第46号

改正 平成21年3月27日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号）第41条第4項に基づき、国立大学法人奈良教育大学に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の研修に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において教育職員とは、教授、准教授、専任講師、助教、助手、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の職にある者をいう。

(研修の目的)

第3条 研修は、教職員が現在就いている職又は将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等の修得、その他その遂行に必要な教職員の能力、資質等の向上を目的とする。

(学長の責務)

第4条 学長は、教職員に対する研修の必要性を把握するとともに、研修計画を立て、その研修計画に基づく研修の実施に努め、教職員に研修を受ける機会を与えなければならない。

2 学長は、研修計画を立て、実施するに当たっては、研修の効果を高めるために教職員の自己啓発の意欲を発揮させるように配慮しなければならない。

3 学長は、必要と認めるときは、他の機関と共同又は他の機関に委託して研修を行うことができる。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等を修得するために実施される各種の研修の受講を命じられた場合には、これを受講しなければならない。

2 研修を受ける教職員は、当該研修の実施に当たる機関が定める研修の効果的実施のために必要と認められる規律その他の定めに従わなければならない。

3 教育職員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

(執務を通じての研修)

第6条 学長は、教職員の監督者に、教職員に対し日常の執務を通じて必要な研修を行わせることができる。

2 学長は、前項に規定する執務を通じての研修が適切に行われることを確保するため、教職員の監督者に対し、指導その他の措置を講ずるものとする。

(執務を離れての研修)

第7条 学長は、必要と認めるときは、教職員に日常の執務を離れて、課業時間(講義、演習、自習等の課業のための時間をいう。以下同じ。)を定めて、専ら研修を受けることを命ずることができる。

2 前項に規定する課業時間は、次に掲げるところに従い定めるものとする。

一 課業時間は、研修の効果的実施、研修の目的・内容等のため特に必要があると認められる場合、講師又は施設確保のためやむを得ないと認められる場合等を除き、国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則(平成16年奈良教育大学規則第49号)第3条に定める時間内に置くものとし、かつ、1日につき7時間45分以内とすること。

二 教職員が1日の執務の全部を離れて研修を受ける場合における当該研修の課業時間は、1週間につき、当該研修を受ける教職員の1週間の勤務時間を超えず、かつ、その4分の3を下らないものとする。ただし、研修の目的、内容等に照らしてこの基準により難しい場合は、当該研修の期間を超えない一定の期間について、その期間内における1週間あたりの平均課業時間が当該研修を受ける教職員の当該期間内における1週間当たりの勤務時間を超えず、かつ、その4分の3を下らないものとする。

3 教職員が1日の執務の一部を離れて研修を受ける場合において、課業時間と執務時間を合わせた時間が7時間45分を超えることとなる研修計画は、やむを得ない場合を除き、計画してはならない。

4 教職員が1週間未満の期間、1日の執務の全部を離れて研修を受ける場合の課業時間については、当該研修を受ける教職員の研修期間中の勤務時間の合計時間を超えず、かつ、その4分の3の時間を下らないものとする。

(教育職員の研修)

第8条 教育職員は、授業等に支障のない限り、学長の承認を受けて、教育、研究のために勤務場所を離れて研修を行うことができる。

(附属学校教諭の初任者研修)

第9条 学長は、附属小学校及び中学校(以下「小学校等」という。)の教諭に対して、その採用の日から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一 教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者に限る。)として、国立、公立又は私立の学

校において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、学長が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、初任者研修を実施する必要がないと認める者

二 特別免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第3項に規定する特別免許状をいう。）を有する者

三 任期付教職員として採用された者

2 学長は、附属学校の教頭又は教諭のうちから初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭等の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

（附属学校教諭の10年経験者研修）

第10条 学長は、附属学校教諭に対して、その在職期間（附属学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が10年を超える年数（特別の事情がある場合には、10年を標準として学長が別に定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「10年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2 学長は、10年経験者研修を実施するに当たり、10年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに10年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第1項に規定する在職期間の計算方法、10年経験者研修を実施する期間その他10年経験者研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（研修計画の体系的な樹立）

第11条 学長が定める各研修計画は、教職員の経験に応じて実施する体系的な研修として樹立されなければならない。

（研修期間中の勤務時間の取扱い）

第12条 1日の執務の全部を離れて研修を受けることを命ぜられた教職員の勤務時間については、当該研修の課業時間を当該教職員に割り振られた勤務時間とみなす。ただし、当該研修の課業時間が当該教職員に通常割り振られている勤務時間を超えるときは、当該課業時間勤務したものとみなす。

2 承認を受けて勤務場所を離れて研修を行う教育職員の勤務時間については、当該研修に必要な時間を当該教育職員に割り振られた勤務時間とみなす。

（研修効果の把握及び研修の記録）

第13条 学長は、研修を実施したときは、研修計画の改善、教職員の活用その他の人事管理に資するため、その効果の把握に努めるとともに、20時間又は3日を超えて行われた研修について、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、保管しなければならない。

- 一 研修の名称及び研修の実施に当たった機関の名称
 - 二 研修の目的
 - 三 研修の時期及び研修の時間数又は日数
 - 四 合宿を伴う研修、通勤による研修等の区分
 - 五 研修を受けた教職員の選択の範囲及び方法
 - 六 主要な教科目の名称及び時間数並びにその実施方法
 - 七 教官、講師その他の研修指導者の氏名
 - 八 研修効果の把握の方法
 - 九 研修を受けた教職員の氏名及び研修成績
 - 十 研修に要した経費
 - 十一 研修計画に当たって特に配慮した事項、研修結果に対する所見等
- 2 学長は、前項の研修のほか、その目的、内容等に照らし必要と認める研修についても、前項の研修に準じて記録を作成し、保管するものとする。

第14条 この規則のほか、研修の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第37号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第46号）

この規則は、平成20年5月16日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年規則第23号）

この規則は、平成21年3月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。